

移民第二世代の就学にみる社会的統合と排除

—— 彼らの高校進学をめぐる ——

宮島 喬

- 1 移民と社会的統合
 - 2 外国人の就学保障の問題点
 - 3 「高校に行きたい」「高校に行かなければならない」
 - 4 移民の社会的文化的背景と集団別進学格差
 - 5 階層、貧困からみた家族的背景
 - 6 高校入試に関わるポジティブ・アクションとその限界
 - 7 第二世代の進学格差にみる階層分化の兆し
- 結びに代えて—— 教育を問い直す若干の課題

1 移民と社会的統合

日本の在留外国人（2018年6月で約264万人）を、在留資格の構成で見ると、「永住者」が41%を占めるほか、日本での定住の可能性が高いとみられる三つの在留資格⁽¹⁾ 保有者を加えると、約55%となる。比較的最近の二つの無作為抽出による外国人住民調査（川崎市2015、人権教育啓発推進センター2017）によれば、日本滞在年数が10年以上に及ぶ者がそれぞれの回答者の59%、54%となっている。いまだに短期ローテーションによる外国人労働者受け入れ（技能実習生制度）が維持されているが、他方で、外国人の定住化、デ・ファクトな移民化が進んでいる。

本稿では「移民」というタームを必要に応じ用いるが、どういう意味で使うか。それは、多くの欧米諸国で、「外国生まれ人口」（foreign born population）と等置されている狭義の移民⁽²⁾ を指すわけではない。日本では、「外国生まれ人口」の統計が公表されていないため、もっぱら外国人統計を手がかりとせざるをえないが、その外国人のうち定住性の高い者（在留資格と滞在年数が指標となる）、およびその子ども、さらに日本国籍であって外国出自の者（帰化者、帰還移住者の一部）、

(1) 「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」がそれである。

(2) フランスの例では、公式統計で用いられる「移民」（immigré）は「一外国に外国人として生まれ、現在フランスに住んでいる者」と定義される（INSEE 2012:15）。だが、この定義は、わずか数か月前に入国した外国人も移民とし、ホスト国生まれの二世を一律に非移民とするなど、不合理な点がある。

国際結婚の子どもの一部⁽³⁾も含めて、「移民」というタームをあてたい⁽⁴⁾。だが、その輪郭を統計的に把握することは現状では不可能に近い。

彼らの定住が進めば、ホスト社会には、労働市場の論理による労働力の活用のみではなく、社会的統合⁽⁵⁾を図る施策が求められる。とりわけ、定住化に伴う家族再結合（家族呼び寄せ）が生じ、家族移民化が進むときがそうである。すなわち、住宅、社会保障、医療、言語、学校教育、等々で彼らを受け入れ、社会的に包摂していく政策が必要となる。1990年代以降、家族帯同の外国人、および滞在長期化が予定される外国人が増加し、その必要が感じられていたにもかかわらず、国のレベルで統合の政策が総合的に練られず、今日に至っている。社会的受け入れの前線に立つ地方自治体にこれを委ねる傾向が強くなり、自治体のなかには包括的な統合（多文化共生）のガイドラインを定め⁽⁶⁾、可能な範囲で最大限の住宅、医療、福祉、教育、等の施策の展開に努めるところもある。だが、国からの援助は限られ、国レベルでは省庁別に個別の施策がなされるにとどまる。

在留外国人統計によると、15歳未満人口は約21万人（約11%）で、そのうち韓国・朝鮮人（以下、「コリアン」と記す）の比率は12%であるから、いわゆるニューカマー外国人の子どもが9割近くを占めることになる。また、15歳未満者のうちでは0～4歳児が約4割を占めていることから、今後、学齢期に達する外国人の子どもは増えていくと予想される。社会的統合の観点から、ニューカマー第二世代の教育が重要になってくる。

移民の（社会的）統合については、彼らが平等に社会的、経済的生活に参加でき、文化的に周辺化されないことが必要条件であり、適切な教育を受け、学習達成と一定以上の学歴獲得が成り、それにより、職業や地位へのアクセスの途が開かれることが、統合への重要な経路となる。ホスト社会の進めるべき統合政策のなかで教育に特化していえば、移民マイノリティの教育達成の「結果の平等」に向けての支援措置と、言語、文化の差異を教育のなかで受け容れる、広い意味での多文化主義施策がとられなければならない。しかし、移民の社会的統合が図られようとする諸分野のなかで、教育は最も問題を残している分野ではなかろうか。

いくつかの先行研究を挙げると、日本における移民の階層構造とその変動の問題に先鞭をつけた竹ノ下弘久は、日系ブラジル人、ペルー人をはじめとするニューカマーの地位が非正規雇用の多い労働者に特化していることを示し、次世代における地位上昇についても、教育達成が可能かどうか疑念を呈している（竹ノ下2015）。実際、日本語未修その他のハンディキャップを負いながら日本の学校に編入し、もし早期に学校挫折（school failure）を経験し、離学するならば、多くは不熟練労働に不安定な形で就くこととなり、周辺的な地位と貧困を再生産することとなろう。そして教育を通しての統合政策の失敗を懸念し、樋口直人は、移民二世の地位と貧困の再生産（下降移動）の

(3) 親の一人を外国人とする日本国籍者で、主に外国人親の下で成長した者も相当数いて（推定5～10万人）、これも移民第二世代と呼ばれてよいだろう。

(4) 過去20年間に遡っての1997年以降の帰化者の総計は約25万人である。また、日本からの出移民で、一世、および二世以下で国籍留保手続き（国籍法第12条）により日本国籍を保持している者は南米諸国（ブラジル、アルゼンティンなど）で8万人を超え（外務省領事局2017）、そのうち数万人は日本への帰還移民となっていると推測する。

(5) 社会的統合のタームにつき、筆者は暫定的に「経済的社会的平等が実現され、労働市場や社会生活の参加が可能とされ、かつ文化的差異を理由とする排除や隔離がなされないこと」と規定した（宮島2017:78）。

(6) 川崎市が2005年に制定した「川崎市多文化共生社会推進指針」は最も包括的なものである。

可能性が排除されないこと指摘していた（樋口2011：13-15）。すなわち親（移民一世）の職業や学歴に比べ、子どもがそれらの地位、条件の上昇よりも、親と同一の地位にとどまるか、むしろ下降を経験するのではないかという懸念である。一方、ニューカマーの子どもの教育達成の困難に、文化的再生産の理論枠組みから接近しようとした宮島喬は、母語に関わる言語資本が日本語に関わる文化資本に容易に変換されがたいという困難ゆえに、ニューカマーの親子間での文化資本の継受がむずかしく、子どもの教育、学習への親のサポートが少ないことを指摘した（宮島2002）。

そうした懸念と認識を共有しながら、本稿は彼らの高校進学の問題にフォーカスし、その可能性といくつかの困難を指摘し、移民二世代の予想される社会的位置とその問題点に考察を加えたい。ただし、公式統計に不備が多く（日本の学校に在籍する外国人児童生徒の国籍別の統計も公表されない）、時系列的に就学履歴を追うデータもなく、推定や、筆者自身のヒアリング結果などにも拠りながらの、可能な範囲での考察とならざるをえない。

2 外国人の就学保障の問題点

外国人の子どもの教育をめぐるのは、初等教育および前期中等教育（義務教育）の段階で、三つ問題があるといえる。

一つは、欧米諸国の多くと異なり日本では、外国人には就学義務が課せられておらず、日本の学校に就学を希望すれば日本人と同じく無償の教育が保障されるが、義務でないため、教育委員会は就学への強い働きかけをせず、放置もあり、小・中学校レベルでも不就学者が生まれやすい。最近の調査の例では、該当年齢の外国人の子どもの10%の就学が、地方自治体によって確認されていないという指摘がある（西日本新聞2016年2月21日）。

第二に、日本語および日本の学習言語の習得のむずかしさと、日本の学校文化のコードの異質性が、外国人児童生徒の学習参加をしばしば困難にしてきた。比較言語に精通する西欧の言語学者が、少なくとも日本語の書記体系は、他の言語と比べても恐ろしくむずかしいものである、と書いている（クレマス1987：337）。実際、読み言葉、書き言葉が大きなウェイトを占めるようになる小学校高学年以後の学習言語について、多くの子どもは日本人級友よりもこれを内に取り込むのに困難を感じている。文科省の「日本語指導が必要な児童生徒」調査では、在籍外国人児童生徒の半分に近い、45%がこれに該当する（文部科学省2017）。特に、南米や東南アジアなど非漢字文化圏の出身、またはそれを背景とする子どもほど、言語的適応に大きなハンディキャップを負い、それだけに学習参加に困難を経験している。

そればかりではない。国境を越えて移動する移民の場合、一つの文化環境から他の文化環境へ身を入れ込むわけで、特に言語環境への適応が困難であると、親が子どもたちへのコミュニケーションや知識伝達の力を失いがちとなる。欧米諸国でも、つとに移民家族における文化の伝達の不利の連鎖が指摘され、「移民の親は、とりわけ現居住国の使用言語の能力や社会的ネットワークが乏しいため、現居住国生まれの親と比べて不利な位置に置かれている」（OECD 2017：30）と観察されてきた。それに輪をかけて、日本語の能力はそうした壁となりやすい。親から子へと、日本人家庭では多少とも働く有形無形の文化資本の伝達とそれによる教育サポートが欠けることになる。

第三には、アメリカ、カナダ、スウェーデン、オランダなどではある程度制度的に開かれ、準備されている移民子弟への「継承言語」教育を中心とする多文化教育が、日本の義務教育学校では保障されていない。移民一世の保護者からは、たとえば、「(日本の学校でも)少なくとも週2時間、ポルトガル語の授業をしてほしい」という声が聞かれる(豊橋市2003)。だが、公立の初等・中等教育では日本語以外の母語ないし継承言語の教育が保障されず、この状況は短期的には変わらないと思われる。それゆえ、移民一世である親、保護者の要求として、日本の学校ではなく、外国人学校(民族学校)を選ぶケースもあるが、これらの学校への公的援助は限られていて、学校として親たちのニーズ⁽⁷⁾にも十分応えられないという問題もある。

以上の初等・前期中等教育の問題点は、本稿にとっては、踏まえ、確認しておくべき前提である。

3 「高校に行きたい」「高校に行かなければならない」

ここで問題を移行させ、移民第二世代の義務教育以降の進路に関わる高校進学に焦点をあてたい。中等教育制度は、近代社会の「一なるものからの分化」の要請に応える仕方の違いにより国によってかなり異なる。イギリスの「イレヴン・プラス」(中等教育進級資格試験)が有名だが、ドイツでも早期の学校三分枝があり、「義務教育のみ」「実学的・技術的学校→職業訓練制度」「後期中等教育→大学」の各コースが分かれていた(今日では、中等教育に総合学校またはそれに類した学校が増え、修正されているが)。それに対し、アメリカのハイスクールのように、制度的に単線に近いものもある。日本では、中等教育において普通教育学校のウェイトが高いうえに、工業高校や商業高校に進んでも大学受験は可能であり、その点で、分枝型よりも単線型に近いといわれ、これは高校進学率を高める制度背景となってきたのではないと思われる。半面、問題は、高校へ、大学へと進むにつれて強まる偏差値その他で測られる学校間格差にあり、これが就学達成効果を規定する不平等を生み、さらには階層再生産に関わる要因をなすと考えられる。

そのなかで、外国人ないし移民の第二世代の生徒の進学はどのような状況にあるのか。

ともかく、高校進学へと志向する生徒が増え、保護者である親もわが子の進学を希望ないし肯定するようになるという傾向はみられる。横浜市や浜松市の行った外国人市民調査で、子どもの将来の進路を問われて「日本の高校への進学」を挙げた者は、回答者のそれぞれ82%、72%に上る(横浜市2014:浜松市2014)。教員や移民支援NGOなどの奨めもこれに与かって力があるとみられる。以前は、この年齢になると、親が、就労させることを予定して帯同または呼び寄せする場合もあり、「学校に通うつもりはない」と本人が語るケースもあった。だが近年では、本人も、また親にもそうした反応は減っている。

これは、周囲の助言や奨めの結果でもあろうが、本人の意志や選択以上に、むしろ必要性への気付き、「高校を出なければまともな仕事に就けない」というリアリズムにもとづく意識変化とみる

(7) 母語やアイデンティティの保持の教育を求め、外国人学校に子どもを送る親たちも、一方で日本定住の可能性も視野に入れ、子どもが将来日本で生きていけるよう、日本語の教育や日本の学校のカリキュラムの一部を取り入れることを当の学校に望むようになっていく。しかしそれに応じられる教員体制とカリキュラムを備えた学校の整備充実は、現在の限られた各種学校補助金ではむずかしい。

べきだろう。彼らはもちろん15歳から就労が可能であることを知っていて、それを待つ心理が本人にも保護者にもあった。だが、日本人で中学校卒業で労働市場に出る者は激減し、企業にも中卒という採用区分はもはやない。そのことを察知し、また中卒または中学中退で学校を去った友人、先輩たちがリスクの大きい不安定な労働者となっているのを実見し、高校進学「必要」を感じるに至った者もある⁽⁸⁾。

なお、ニューカマーの独特の事情として、比較的最近来日した子どもで、学齢（15歳）超過だったり、学制の違いで正規の中学校の課程におらず、夜間中学や多文化フリースクール、ボランティアの地域学習室に通っている者がいるが、彼らのなかには切実に高校進学を望んでいる者が多い。そうした学齢超過者だった者を対象にした調査によれば、8割が高校に進学している（ただし4割近くは定時制に進学）（多文化共生センター東京2014：17）。

将来の進路への意識についてはどうか。学校制度の理解の弱さ、親のアドバイスが得られないこと、キャリアを考えるにも具体的職業イメージがもてないこと（社会関係資本の貧しさも関係する）のため、まだ空白に近かったり、極端に具体的だったりする。こうした問題を残しながら、ともかく「高校に行かねばならない」とする態度形成は進んでいる。

では、高校への進学の現状はどうか。文科省「学校基本調査」によれば、日本の高校進学率は98.8%（2017年）となるが、進学後に退学する者が数パーセントはいるから、年度半ば頃に在籍率調査を行えば、それだけ低い数字が示される可能性がある。その同じ学校基本調査から中学校在籍者数に対する高校在籍者数の割合、 B/A を算出すると、それは0.64（2017年）となる（表1）。これを仮に高校進学率 I としよう。経年的には5割台から6割台へと上昇してきているが、それにしても、低い数字である。

表1 外国人の高校在籍状況と推定高校進学率

	2010年	2015年	2016年	2017年
日本の中学校在籍の外国人 A	23,276	22,281	21,532	22,733
日本の高等学校在籍の外国人 B	12,338	12,978	13,893	14,540
15～17歳の滞日外国人総数 C	30,663	36,694	39,298	—
B/A	0.53	0.58	0.65	0.64
B/C	0.40	0.35	0.35	—

（出所：文部科学省「学校基本調査」）

なお、この数値の解釈として、高校生該当年齢の外国人数がもともと中学生該当年齢のそれよりも少ないからではないかとする解釈もあるかもしれない。ある時期まではそうだったが、一歳刻みの年齢階梯別の外国人登録数（在留外国人統計、2016年6月末）を調べてみると、もはやそのような不均等はみられない。

(8) 筆者が2000年代初頭に愛知県豊田保見団地で行ったブラジル人の少年へのインタビューでは、1～2人の中学生が、早く学校をやめた先輩たちが「継続的な仕事に就けず、所在なげに団地内やゲームセンターで群れている光景を見、自分は高校に行くことに決めた」と語るのを聞いた。

次に、以上とは別の進学率算定を試みたい。高校生の標準年齢である15～17歳にあたる滞日外国人数（「在留外国人統計」による）をCとし、これを分母に、B/Cを算出する。その結果としては上表のように、35～40%という数値が得られる。これを仮に高校進学率Ⅱと呼ぶならば、Iに比べてのその低さは驚くべきものである。前述した小中学校段階の外国人における不就学の存在（1割内外）が、この低率をある程度説明してくれよう。

ただ、それに対して、「学校基本調査」の報告外の、いわゆる外国人学校（民族学校、国際学校を含む）の高等部に在籍する者が除外されていることも考慮すべきかもしれない。外国人学校高等部の在籍者については、文科省調べで2016年の総数5,667人という数が提供されていて（荒牧他編2016：273）、これをもしBに加えるなら、進学率Ⅱは50%になる。ただ注意を要するのは、この総数のうちの3,124人は「英語系」及び「欧州系」の学校の高等部在籍者であることである。本稿の問題意識である、定住的外国人ないし移民二世代の就学傾向を明らかにするという課題に照らすと、英語系、欧州系の学校の在籍者は除外してよいと思われる。この両種の学校を除き、進学率Ⅱを再計算すると、42%となる。その他にも外国人学校の在籍生徒については留意すべき点があるが⁽⁹⁾、これが、われわれの向き合うべき、実質的な彼らの高校進学率だといえるのではないか。

4 移民の社会的文化的背景と集団別進学格差

移民集団を均質なものとみなすと、しばしば深刻な問題や著しく不利を被っている集団の存在を見逃してしまう。一口に外国人といっても、後述の国勢調査オーダーメイド集計で分かるように、在日コリアンの高校在籍率は日本の平均と変わらないから、彼らを除いた、ニューカマー外国人の高校進学率はより低いものとして表れるはずだが、学校基本調査では国籍別の学校在籍数は公表されていないので、正確には算定できない。

そこで、樋口直人らは2000年の国勢調査のオーダーメイド集計⁽¹⁰⁾を用いて初めて、高校生年齢にあたる16歳の外国人の、国籍別の高校在籍率を推定している（大曲・樋口2011：79）。それによれば、日本人では93.6%、コリアンでは92.2%、中国人75.0%、ペルー人52.2%、フィリピン人44.1%、ブラジル人32.5%だった。国勢調査は国籍にかかわらず皆住民の調査であるが、外国人世帯の捕捉率（回答率）は7割を切るといわれるほど一般に低い。回答する外国人世帯は居住歴の長い、定住的外国人が多いと推定され、子どもの就学状況も日本人世帯と隔たりが少ない世帯の特徴として表れているかもしれない。

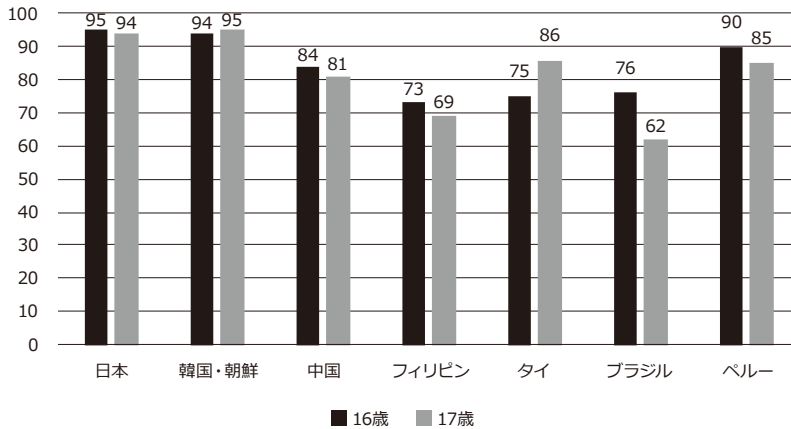
そこで、数字の絶対値にはこだわらず、その相対値に注目することとし、国籍によるその差の解釈の一つの仮説を、まず、漢字文化圏の出身か否かにおいた。ペルー、フィリピン、ブラジルの率が日本からはもとより中国からも大きく格差づけられていることが目に留まるからである。2010年国勢調査について山野良一が中心となり、筆者も協力し取得したオーダーメイド集計では（図

(9) 外国人学校在籍者数は、学校によって実数よりは公称であることがある。また、韓国系学校では定住的外国人の比率は高くなく、また中華系学校では日本人生徒が高率を占める（その多くは華人）。

(10) 2009年の統計法改正により可能となったもので、国勢調査について研究者等が統計センターを通じ、たとえば年齢別、国籍別などの必要なクロス集計を依頼し、集計されたファイルを取り寄せられるという制度（有料）。

1)、前述の捕捉率の低さを感じさせるのは同様だが、数字はかなり上昇していた（荒牧他2017：270）。そのなかで、図1の示すように16、17歳の外国人をとると、高校に在籍している者の比率では、韓国90%台、中国80%台となっており（この場合の「高校」には外国人学校高等部が含まれている可能性がある⁽¹¹⁾）、それに比べてフィリピン、ブラジルは有意に低くなっている。

図1 16歳、17歳の外国人の高校在籍率（2010年国勢調査、単位%）



この高校進学率の格差の背景にはたらいっている要因を、以下では、本人および/または家族の文化資本（特に学習言語としての日本語の運用可能性）、経済的豊かさ、家族生活の統合度に関して指摘したい。適切なデータが必ずしも得られないので、実証には限界があることを断っておきたい。

日本語に関わる文化資本については、先に述べた文科省の隔年の調査「日本語指導が必要な外国人児童生徒」の調査（「指導が必要な生徒調査」）の母語別在籍状況が手がかりとなる。この場合の「日本語指導が必要な」とは、文科省の規定では、日常会話が十分できない者はもちろん含み、さらに「学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている」者を指すことを知っておきたい。つまり学習達成に直接関わる言語力を問題としているのである。なお、学習言語日本語のむずかしさが、①漢語の多用、②日常語ないし会話語との乖離の大きさ、③表音文字であるカナとの混用の技法、にあることは指摘するまでもない。

中学校在籍外国人に限ると、2016年には「必要な生徒」は8,792人で、在籍生徒中の割合は40.8%に及ぶ。ニューカマー生徒だけに限れば、推定で50%に近づこう。さらに、習得すべき学習言語が、中学段階では——数学や理科でも——漢語によって形成される傾向が強まり、理解の困難さが非漢字文化圏出身者にいっそう大きくなる。日本の学校教育のこうした「言語界」(champ linguistique)を前提とするとき、言語資本あるいは言語的有利さに移民集団ごとに差が生じることは、明らかである。その一端をうかがえるのが表2である。中学校（公立）に限って「必要な生

(11) 国勢調査調査票では、世帯全員の「教育」を尋ねる設問では、「高校・旧中」という選択肢が設けられているにすぎない。

表2 「日本語指導が必要な外国人生徒」の母語別在籍数と、該当国籍の12~14歳滞日者に対する割合

母語	A	B	A / B
	指導が必要な者 (中学校在籍者)	該当国籍*の 12~14歳の滞日者数	
スペイン語	847	2,183	0.40
中国語	2,363	8,837	0.27
フィリピン語	1,659	4,920	0.34
ポルトガル語	2,184	6,208	0.35

*該当国籍とは、中国語を母語とする者は中国・台湾、フィリピン語はフィリピン、ポルトガル語は、ブラジルであるが、スペイン語を母語とする者は、ブラジル、ハイチ、ジャマイカなど数か国を除く中南米諸国とした。在留外国人統計における10~14歳の当該外国人数の3/5をもって、「12~14歳滞日者数」とした。

徒(中学)」の母語別の数、その割合を明らかにしようと試みた。

実際には母語別、国籍別の在籍者数は公表されていないので、近似的にもそれをつかむため、上記のような方法により、代替数を掲げた(実際の在籍者数はこれより1割程度少ないと推定される)。これで見れば、スペイン語圏中南米諸国、フィリピン、ブラジルの場合、34~35%から40%の生徒は、特別な支援、指導なしには教育達成はむずかしい。こうした調査では区別されていないが、日本語を読み、書くことでは母語(圏)による差はいつそう大きくなっていると思われる。中国人の中学生でも「日本語指導が必要な者」は四分の一以上に達し、これはたぶん近年の傾向であるが、それでも「読む」「書く」での有利さはある、そのことは種々証言されている。

以上は中学生段階で示される言語的不利であるが、遡ると、幼児期以来の言語環境に不利の負荷がかかっていることが想到される。日本の小学校入学時に愛知県下の一都市で主にブラジル人の子どもたちを対象に行われた日本語語彙調査で、理解や思考を助ける基本語彙がマスターされていないケース⁽¹²⁾が目についた(宮島・築穂2007)。家庭、保育所⁽¹³⁾などで日本語がほとんど使われないうえ、親が、日本のなかに生きるという選択肢を考慮した教育を考える余裕をもてなかったことにもよる。この小学校入学時に表れている遅れを、その後の教育と本人の学習努力によって取りもどせるだろうか。

ここで、文科省調査の示す「日本語指導が必要な」日本国籍の生徒の状況も瞥見しておきたい。中学校段階では、その数は1,803人であり、過少ではないかと思われるが⁽¹⁴⁾、その数自体は確実に増えている(表3)。

これら生徒は、国際結婚児、日本人の養子に迎えられた者、海外からの帰国児等のケースである

(12) 同調査では、「高い」(34%)、「長い」(38%)、「新しい」(38%)の語が使えず(カッコ内は正答率)、「三角」(52%)、「電車」(54%)という言葉ももたない者は半数近くに上った。

(13) 愛知県下などでは、父母共に長時間労働に従事するブラジル人家庭のためにブラジル人経営の保育所が多数生まれたが、これらの園はポルトガル語世界で、日本語が使われることはない。

(14) 日本国籍であるため、言語的ハンディキャップが明らかに認められない時には見逃されたり、生徒がそれを隠して、学校・教員が気付かないという場合がある。

表3 「日本語指導が必要な日本国籍の生徒」の母語別在籍者数

母語	指導が必要な者 (中学校在籍者)	構成比 (%)
英語	184	10.2
スペイン語	92	5.1
中国語	406	22.5
フィリピン語	593	32.9
ポルトガル語	129	7.2
その他	399	22.1
合計	1,803	100.0

と考えられる。なかでも“国際離婚”をし、外国人母によって育てられる子ども（国籍は日本）に多いと推測される。母語でフィリピン語と中国語が合わせて半数以上を占めていることがそう推測させる。そうした子どもたちの多くも、不安を抱きながら高校進学希望者として立ち現れるわけだが、彼らは果たして適切な言語支援、学習支援を受けているだろうか。

さらに、すでに述べたが、ホスト国言語が習得困難なため、第一世代が母国ではかなりの学歴を有し、相応の職業（ホワイトカラー、官吏、教師など）に就いていた場合でも、来日して、日本語の壁をなかなか克服できず、簡単な話し言葉にとどまり、急速に日本語化の進む子どもと十分コミュニケーションができず、学校的知識やノウハウを伝えたり、学習、進路に助言を与えることができないケースは多い。フィリピン、ブラジル、ベトナムなどの第二世代の置かれている状況である。

一般に文化的再生産の視点からは、親から子へと伝達される文化（言語、知識、学校経験、学びのハビトゥスなど）がポジティブにせよ、ネガティブにせよ影響を与えるとされてきたが、移民の世代間関係では、複雑な関係、もっといえば断絶がみられかねない。かねて筆者らが神奈川県下で行った、中高生をインタビューとする、10の移民・外国人家族（東南アジア系および南米系）のケーススタディ（宮島2002）では、それがうかがわれた。父母のどちらかが大学卒である四つの家族では、母国で親は教師など専門職だったようで、他に警察官だった1家族もあったが、それらのうちで親が「日本語を使える」とみられるのは2家族であり、「父母ともまったくできない」が1家族あった⁽¹⁵⁾。そして「勉強への親のサポート」の有無を広い意味で聞いたところ、五つの家族のうち、「親からスペイン語を習っている」と答えた1家族が目撃されたが、他はいずれも、「父は（帰宅が）夜遅い。受験の時の三者面談には母が来た」（この母は日本語がほとんど使えない）、「父母とも忙しくて〔サポートのための〕時間が割けない」、「独力でやれと言われる」、「兄に教えてもらうことが多い」という答えだった（宮島2002：128-129）。

(15) インタビュー（インフォーマント）はいずれも中学生または高校生なので、子どもからみた親の行動が報告されている。母国での親の職業が一部不詳なのはそのためである。

5 階層、貧困からみた家族的背景

一方、家庭の経済的な条件（貧富）が子どもの進学等の進路に及ぼす影響は、直接、間接の両面からみなければならぬ。「高校に行くのにはお金がかかるから、自分たち出稼者には無理だ」という声を、たとえば1990年代のブラジル人の親などからよく聞いた。こういうストレートな反応は今では減っているようで、子どもが高校に行きたいと意思表示すれば、反対はしない。しかし、進学準備やその後の就学への家庭の経済的援助に限界があることを子どもたちに知らせる。移民家庭には負担困難だといわれる塾通いの費用も含め、学習費の高さは負担と感じられている。実際、何割かの生徒は、「経済的に家計が許さないだろう」として長期的な地位達成のプランを自ら諦めているようである。

2014年から導入された、国の一種の補助金である高等学校等就学支援金は、生徒が申請し、認められれば、授業料など学習費のかなりの軽減となるが、外国人家庭への周知や、その申請状況はまだ明らかではない。

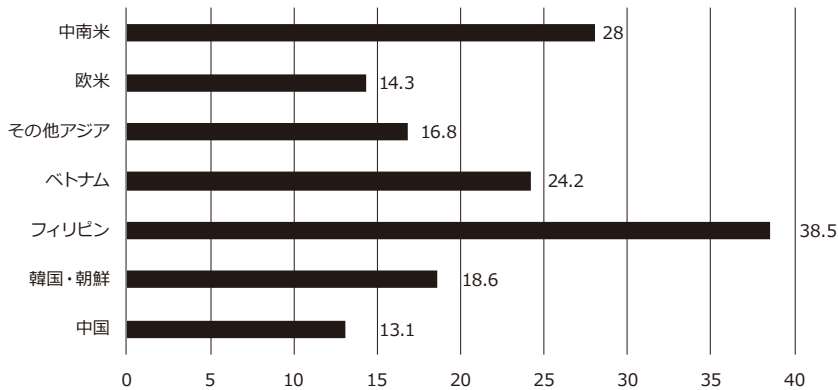
経済的条件を知る手がかりとして親（移民一世）の現に占める階層的位置に目を向けたい。樋口らは2010年国勢調査のオーダーメイド集計により、40～49歳の外国人の国籍別の学歴と職業上の地位のデータを得ている。それによれば、「専門・管理・事務・販売」対「その他の職業」の割合（パーセンテージ）が、中国21対36、ベトナム6対59、フィリピン6対54、ペルー4対65、ブラジル7対68となっている⁽¹⁶⁾（樋口・稲葉2018：573）。いわばノンマニュアルとマニュアルを対比したわけだが、ニューカマーでは中国とその他でかなり差が表れていて、おそらくノンマニュアル職の親のほうが相対的に高所得で、子どもの進学を許容し、または奨励し、加えて学校教育の経験、ノウハウをもつから、子どもの進学を助けるうえで有利さをもっている。

そうした意味で、貧困層の分布の問題は重要である。外国人の子どもの貧困について考察した旧稿（宮島2013）では、筆者は南米系外国人の比率の高い静岡県在住外国人実態調査の世帯年間収入データから相対的貧困率の算出を試み、35%という数字を得た（日本の平均は15%）。前記の川崎市外国人実態調査は、国籍別の相対的貧困率が算定されている。相対的貧困率はここではやや簡略化していうと、世帯の等価可処分所得のメディアン（中央値）の額の50%にその所得が満たない世帯の割合として計算されている。

貧困率が高いのは、フィリピン38.5%、中南米28.0%であり、中国は13.1%と、日本の平均をも下回る数字を示している。中国人は文化資本におけるフィリピン人、中南米系人との格差を、経済資本においていっそう押し広げている。フィリピン人世帯の貧困率の高さは際立っている。別のデータに依拠するなら、それはひとり親世帯（特に母子世帯）の多さに起因するところがあるとみられ、男性（日本人であることが多い）との結婚から離婚の結果、女性が子どもを引き取り、しばしば経済的自立が困難な生活を送っている。高谷幸らの得た2010年国勢調査のオーダーメイド集計によれば、ひとり親世帯は7,000世帯近くに上り（高谷2017：98）、うち半数以上が生活保護を

(16) 職に就いていない者（完全失業者）のパーセンテージを省略している。

図2 国籍・地域別相対的貧困率(川崎市, 単位%)



受給しているとみられる。かねてSSM調査でも、日本における「父親不在者の高校進学率の低さ」が指摘され、主に経済状態から説明されてきたが(稲葉2011:247)、フィリピン人、タイ人等のひとり親世帯では、貧困とそのなかでの生存のための苦闘が、子どもの教育に配慮する余裕を失わせ、加えて、親の日本語力や日本の教育制度の理解の問題、滞在プランの不安定性などがある。それでも指導や支援を得て、高校進学を目指す子どもは増えているようだが、在籍率からみて、進学への動機づけをもちえない子どもも多いと思われる。

6 高校入試に関わるポジティブ・アクションとその限界

移民二世代の教育年数が一般に当該社会の平均のそれよりも短いことは、欧米諸国でも種々指摘されている。フランスでは、ほぼ日本の高校修了にあたるバカロレアの取得者はフランス平均で62%、移民の子弟では55%、うち、非ヨーロッパ出自ではアルジェリア系46%、トルコ系31%といった実態が、2008～2009年実施の調査で確認されている⁽¹⁷⁾(Beauchemin et al. 2015:192)。だが一般に欧米では後期中等教育に進むのに、共通かつ同一の入学試験が行われることはなく、学校での進路指導(オリエンテーション)、推薦による振り分けが主になる。この進路指導や推薦において意識的、無意識的な民族差別がなされることが問題視され、戒められている。だが選抜の方法上、進学のパジティブ・アクションはとりにくい。

それに対し日本では、ポスト義務教育の高等学校では、学校教育法57条で、入学できる者は「中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者」等の一定の学力をもつことが要件となり、必ず入学試験を課すこととなっている。いわゆる適格者主義の考え方である。そして都道府県・市の所管する公立高校では、5教科の同一試験問題による一斉入試を行うのが原則になってきた(ただし定時制では作文と面接という「試験」であることが多

(17) フランス国立人口研究所他による「経歴と出自——フランス人口の多様性に関する調査」。サンプル22,000人という大規模なもので、その結果の全体は2015年に公刊された(Beauchemin et al. 2015)。

い)。移民の子どもたちの大部分は——民族学校を選択するコリアンや中国系を別として——学費その他の理由から公立校を選んできて、推薦制度などの理由で私立高校に進むケースもあるが、多くは公立志向である。

そしてこの都道府県立の高校では、今日、外国人生徒特別入学者選抜制度のようなかたちで、ポジティブ・アクションが実施されるようになった。これに先鞭をつけ、現在最も規模の大きなアクションを展開している神奈川県（2016年度）を挙げると、まず、「在県外国人等特別募集」制度により、10校の公立高校（うち1校は横浜市立）を指定し、合計119名の募集定員を一定の条件を満たす外国人等にあて、3教科+面接（一般入試では5教科）の試験で、各校定員までの合格者を出すとするもので、これに志願できる条件は、滞日年数3年以内の者（この条件を満たし、国籍取得3年以内なら日本人でも可）とする。同制度外の一般受験でも、滞日6年以内の者は、申告により、ルビ付き問題、時間延長などの特例措置を受けることができる。その他、外国人あるいは移民の子弟の高校入試に特別定員枠を定めているのは13府県であり、特例措置を設けている府県は16に及ぶ。現在では国（文部科学省）も、外国人生徒の入学者選抜に、都府県で特別な配慮措置が講じられていることは「望ましい」とする見解に立っているようである⁽¹⁸⁾。

しかし、それによって外国人生徒の将来の進路が開かれていくことを期待させる効果があるか。それには幾つかの限界がある。この特別入試措置が、自助（努力主義）と形式平等にこだわる傾向のある日本の教育風土で、目立った抵抗なしに受け入れられてきたのはなぜか。それには、次の背景があったからだと思われる。

一つには、いわゆる「帰国生入試」という日本独特のポジティブ・アクションがすでに定着していて、これが心理的な地ならしをしたのではないかという点である。実際には、この二つはかなり性格の異なる特別入試措置であり、帰国生入試は周知のように高学歴・中以上層の日本人親の下にある子どもが対象であり、社会的衡平（エクイティ）に沿うものかどうかとも疑問とされるが、これが事実上定着し、それとの曖昧な関連づけのなかで外国人生徒のための特別入試制度が解されている節がある。

今一つの理由は、逆説的だが、特別入学枠をもつ神奈川県で10校、大阪府で9校、愛知県で9校、東京都で7校等がどういうオーダーの学校かという点、1、2の例外を除くと、いわゆる進学校ではない、中レベル以下の高校だということにあり、それゆえ受け入れの特別枠を設けても、日本人の側から「不公平だ」という反発が生じていないとみられる。もしこれを、進学校と定評のある高校にも設定すれば、そうでなくなるかもしれない。そしてそれらの高校は、外国人特別入試制度の埒外にあるとする⁽¹⁹⁾。

特別入試制度を上方に拡大することへの壁も、その点にあるようである。言い換えると、現行の

(18) 「外国人生徒の高等学校への入学者選抜については、現在、14の都府県及び8市において外国人生徒を対象とした特別定員枠が設定されており、また、35の都道府県において、受験教科数の軽減等の配慮処置が講じられていることから、さらにこうした取組が進められることが望ましい」（「外国人児童生徒教育の充実方策について（報告）」初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会、文部科学省、平成20年6月）。

(19) かつて筆者が聞き取りをした首都圏のある「進学校」の教諭は、「本校は一般入試（筆記試験中心）で結果を出せる生徒を求めたい」と述べる一方、外国人生徒特別入試については一貫してポジティブな言及は避けていた。

外国人生徒の高校進学を助けるポジティブ・アクションは、いわば学校間格差の存在という日本の現象を利用して、抵抗の少ない範囲で導入され、機能してきたといえる。

7 第二世代の進学格差にみる階層分化の兆し

すでに述べてきたことだが、彼らの高校への進学、就学の段階で、かなりのコースの分化がみられる。学校種別では、比較的最近各都府県に開校した単位制の「国際高校」や「総合高校」の若干は、偏差値の高い「進学校」となっていて、これらに外国人生徒の募集枠が設けられる。ただし、合格者の多くは中国系の生徒になるようである。その多くは、大学進学への希望をもっているといわれる。いわゆる外国人枠と特別入試（3教科+面接、日本語または英語の作文+面接、数学+英語+作文（外国語も）、等々）で入学できるのは、神奈川県、東京都など多い所で110～120名程度で、実際にはその数倍の外国人生徒が公立高校に入学している。そのうち、定時制高校に進む率は——県によって割合は異なるが——3割から5割の幅で数えられる。中国人との比較でいえば、フィリピン、ブラジル、タイ、ベトナムなどの生徒には定時制へ、全日制でも非進学校へと進む者の率は高いと推定される。

すでに述べたが、言語の習得条件の違いは大きいとみる。日常生活言語であれば、1～2年での獲得がありうるが、学習思考言語の特徴でもある文脈縮減言語になると、5年程度の継続的学習を要するとされる（Cummins 1981）。おそらく日本語の場合、書記体系の複雑さも加わり、両者の懸隔はもっと大きく、そうした点の考慮はなお不十分ではないだろうか。来日3年以内という制限の下で志願し、外国人定員枠内に合格できる者は、南米系、東南アジア系生徒には多くはない。

そこで、その就学経路から推定するなら、三つの層への分化が仮説的に指摘できよう。

第一は、高校進学を果たして卒業、日本人とそれほど違わぬ比率で高等教育へと進み、ノンマニュアルの、さらには専門的な職業に就き、都市的中间層に参入していく流れであり、コリアンと共に、主として中国系がこの流れを代表しよう。中国系生徒の一部が進む中華系学校にも、近年はその教育方針を変え、「高い学力」、「グローバル化対応」などをキーワードに、「卓越性」を追求する学校も登場しており（石川2014:213）、ここを経て、日本の大学へと進学する中国人、華人（帰化日本人）の生徒も少なくない。事実、高校生よりも上の年齢段階になると、大学在学率が群を抜いて高いのが、韓国・朝鮮と中国であり、前述の樋口らが2010年国勢調査からオーダーマイド集計によって得た数字によると、19～21歳の大学在学率は、韓国・朝鮮47.0%、中国44.5%であり、それに対し、フィリピン9.7%、ペルー11.3%、ブラジル11.8%となっている（樋口・稲葉2018:68）。

ただし、中国系の子弟がすべて進学組であるわけではなく、上の集計でも4割近くは、高卒以下の学歴に終わっている。「エリート学校」化しつつある前述の一部の中華学校には、学力の点でも、学費負担の点でも、受け入れられがたい組かもしれない（学校によっては入試選抜も行う）。それらの点で彼らは、次の第二グループに属しよう。

第二は、その一部は外国人枠などを用いて高校進学を果たし、大半は一般入試によって、なんとか定時制も含む高校に進み、日本語の支援を必要とし（ただし実際に受けられるかどうかは確かで

はない)、その甲斐もなく中退したり、卒業はできても、その先への進学は考えられない者がいる。専門学校に進む者はまだよいとして、就職を希望していても、学校求人に応募し、採用試験等を経て正規の雇用就くのがむずかしい者も少なくない⁽²⁰⁾。なかには、堅実に努力を積んで専門学校から保育士、看護師、介護職などに就く者も散見される。ここには、フィリピン、ブラジルなど、東南アジア系、南米系が相対的に多く含まれる。だが、彼らの社会職業的な将来の着地点は、分からない。

そして第三は、移民子弟の約半数を占めると思われる、後期中等教育には参加せず、場合によっては中学校課程も修了せず、離学してしまう子どもたちの場合で、彼らはどんな生き方をするのか。もしこれが該当年齢集団の半数を占めるとすれば、この割合は前記の欧米の移民子弟に占める同様の者の割合よりも高いかもしれない。早く学校を離れた彼らの生きる世界は、①親の属している派遣会社(業者)に親が頼みこんで属し、働くケース、②親が自営の商売(中華料理店など)を営む場合に家族従業者になるケース、③時給で働くマニュアル職、半マニュアル職(クリーニング工場、ガソリンスタンド、飲食店下働き、女子の場合飲食店での接客など)などになるようである。

結びに代えて——教育を問い直す若干の課題

次世代中心の移民の社会統合のイメージ、課題を描くのは時期尚早であるが、彼らのたどるであろう社会的、経済的な地位達成のプロセスを、主に後期中等教育(高校)への参入に焦点をあてて予測してみることで、困難と課題のいくつかが、浮かび上がった。本稿を結ぶにあたり、移民第二世代の社会的統合を進めるうえで、教育に焦点を置くと、何が問題であり、課題であるかふれておきたい。

言語的、文化的にハンディキャップをもつ移民第二世代には、教育へ参入するにあたり、入試の特別措置等を利用するにせよ、受験準備は必要であり、彼らをサポートする学校、ボランティアの地域学習室などの役割は重要である。「日本語指導が必要な」生徒も受験し、入学してくる以上、日本語あるいは学習の支援は高校のなかでも欠かせない。この点、国(文科省)は、高校での日本語・学習支援のプログラムもガイドラインも打ち出していない。

そして高校への特別入試制度については、次の改善が必要ではないか。すなわち、学校間格差の問題があるなか、せめて、いわゆる偏差値上位校も含めて該当校を増やし、受け入れ枠が設けられるべきこと、これが望まれる。

また、貧困についてはすでにふれたが、それとならんで、社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)の乏しさに特徴づけられる移民子弟たちの生活の所与条件が改善されなければならない。学習のためにも将来の進路を考えるのにも、これは一つの制約条件となる。彼らの参加する人間関係や社会関係が狭く、限られ、身近にロールモデルや助言者のいないことが、進学目標観や将来の職

(20) 在留資格「家族滞在」で滞在している外国人生徒は、資格外就労手続きをとっても週28時間以下との制限があり、正規雇用の求人に応募できない。また、資格はあっても高校卒業を控え、就職活動をしない(避ける)生徒も見受けられる。採用試験・面接に自信がない、「差別されることへの不安」があるなどの理由によるようだ(笹尾2011:61)。

業のイメージを形成するのを困難にしている。前期中等教育のなかで外国人生徒に、社会的経験を豊富にするための実践的教育に努めている試みもないわけではない（笹尾2011）。

最後に、今後も容易には解消されないとされる外国人・移民に対する制度的、個別的な差別があり、それが、学校でも労働市場でも、彼らを不利な状況に置いていて、進学や就職の本流（日本人の平均的に進むコース）に参入しがたくしているという問題がある。殊に、多文化に非許容的な風土がここで彼らに立ちはだかっている。たとえば、高校で特別入試を措置する場合、外国語では選択の余地なく英語が課されることが多い。このことは、多文化の尊重と能力評価の観点からするとバイアスのかかった措置である⁽²¹⁾。

一方、雇用においては、企業の採用の側では、彼ら移民の独自の能力や適性を評価するという姿勢は乏しく、筆者のヒアリングの範囲でも、外国人を差別しないと言いつつ、「日本人と同じような能力をもって働くなら、雇います」という声をよく聞いた（実際には、南米系やアジア系の人々に向けられる言葉）。こうした言葉は外国人雇用へのどちらかといえば、ネガティブなスタンスを示すものではなからうか。高校に進み、さらに卒業し、専門学校に学んだ移民第二世代に、平等に労働市場が開かれるのか、楽観はできない。だが、多文化、多民族の共生を目指す社会ならば、その「平等」について、違いをむしろ尊重し、評価する平等へと転換する思考の切り替えはなされなければならない。

（みやじま・たかし お茶の水女子大学名誉教授）

【参考文献】

- 荒牧重人・榎井縁・江原裕美・小島祥美・志水宏吉・南野奈津子・宮島喬・山野良一編（2016）『外国人の子ども白書』明石書店。
- 石川朝子（2014）「卓越性を追求する中華学校」志水宏吉・中島智子・鍛冶致編『日本の外国人学校——トランスナショナリティをめぐる教育政策の課題』明石書店。
- 稲葉昭英（2011）「ひとり親家庭における子どもの教育達成」佐藤嘉倫・小嶋史章編『現代の階層社会1——格差と多様性』東京大学出版会。
- 大曲由起子・樋口直人（2011）「『移住者と貧困』を指標でみる」移住連貧困プロジェクト編『日本で暮らす移住者の貧困』移住労働者と連帯する全国ネットワーク。
- 外務省領事局（2017）『海外在留邦人数調査統計』。
- 川崎市（2015）『川崎市外国人市民意識実態調査報告書』。
- クレマス、フロリアン（1987）（山下公子訳）『言語と国家——言語計画ならびに言語政策の研究』岩波書店。
- 笹尾裕一（2011）「教育現場の最前線では今——神奈川県の高校からの報告」アジア太平洋人権情報センター編『外国にルーツをもつ子どもたち——思い、制度、展望』現代人文社。
- 人権教育啓発推進センター（2017）『外国人住民調査報告書』（法務省委託調査報告書）。
- 高谷幸（2017）「生活保護世帯と子ども」荒牧重人他編『外国人の子ども白書』明石書店。

(21) 日本人で英語を母語とする者はごく少なく、大部分の者にとって英語は中学校からの初修言語であるから入試外国語に英語を課するのは公平だといえるが、外国人にはそうだとはいえない。英語を母語とする者が相当数おり、他方、それ以上に英語以外の言語を母語とする者がいるからである。入試外国語に、可能なかぎり英語以外の言語も採用するよう配慮すべきではなからうか。

- 竹ノ下弘久 (2015) 「階層構造のなかの移民, マイノリティ」宮島喬・佐藤成基・小ヶ谷千穂編『国際社会学』有斐閣。
- 多文化共生センター東京 (2014) 『外国にルーツのある子どもたちの高校進学に関する実態調査報告書』。
- 豊橋市 (2003) 『日系ブラジル人実態調査報告書』。
- 浜松市 (2014) 「浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査」。
- 樋口直人 (2011) 『『移住者と貧困』をめぐる日本的構図』移住連貧困プロジェクト編『日本で暮らす移住者の貧困』移住労働者と連帯する全国ネットワーク。
- 樋口直人・稲葉奈々子 (2018) 「間隙を縫う——ニューカマー二世代の大学進学」『社会学評論』68巻4号。
- 宮島喬 (2002) 「外国人の子どもの就学とその挫折——文化資本の変換の成否と動機付けの問題」宮島喬・加納弘勝編『国際社会2——変容する日本社会と文化』東京大学出版会。
- 宮島喬・築樋博子 (2007) 「親の就業形態とライフスタイルが子どもの就学におよぼす影響——ブラジル人保育所/学校と家族・子ども」宮島喬 (研究代表者) 『外国人児童・生徒の就学問題の家族的背景と就学支援ネットワークの研究』(平成16～18年度科学研究費補助金・研究報告書)。
- 宮島喬 (2013) 「外国人の子どもにみる三重の剝奪状態」『大原社会問題研究所雑誌』657号。
- 宮島喬 (2014) 『外国人の子どもの教育——就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会。
- 宮島喬 (2017) 「移民・外国人の社会的統合の社会学」『学術の動向』日本学術会議, 22巻10号。
- 文部科学省 (2017) 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 (平成28年度)」の結果について (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1386753.pdf, 閲覧2018年12月20日)。
- 横浜市 (2014) 「横浜市外国人意識調査」。
- Beauchemin, C., C.Hamel et P.Simon (eds.) (2015) *Trajectoires et origines*, INED.
- Cummins, J. (1981) Four Misconceptions about Language Proficiency in Bilingual Education, in *NABE Journal*, vol.5, No.3.
- INSEE (2012) *Immigrés et descendants d'immigrés en France*.
- OECD (2017) *Catching Up ? Intergenerational Mobility and Children of Immigrants* (木下江美ほか訳『移民の子どもと世代間社会移動』明石書店, 2018年)。